備考　1　①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

①　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

②　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）

③　廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

④　メタンの温室効果ガス算定排出量

⑤　一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑥　ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑦　パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑧　六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

⑨　三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

⑩　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）

2　①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

⑴　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

⑵　電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

⑶　熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

3　①の量に、備考の2⑵に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。

4　③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。

⑴　廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用

イ　廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途

ロ　廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途

ハ　廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途

⑵　廃棄物を原材料とする燃料の使用

5　⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

6　⑩の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

7　⑩の欄には、備考の2⑴に掲げる量を記載すること。

8　本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

様式第11を次のように改める。

様式第２（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度：　　年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の８第１項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

１．この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定排出者として１枚のみ提出可）

２．この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです。（事業所として１枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること）→ □

特定排出者コード		事業所番号	
都道府県コード		事業コード	
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等等の該当の有無 （該当する場合には同時に提出する報告書に係る右の区分及び同法に基づく指定に係る番号を記載すること。）	１．第一種エネルギー管理指定工場等 ２．第二種エネルギー管理指定工場等 ３．特定貨物輸送事業者　４．特定荷主 ５．特定旅客輸送事業者　６．特定航空輸送事業者		□
	指定番号		

１．温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

２．温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

３．温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報